

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（令和2年4月1日現在）

団 体 名	公益財団法人静岡県産業振興財団		
所 在 地	静岡県葵区追手町44番地の1	設立年月日	昭和45年3月12日
代 表 者	理事長 中西 勝則	県 所 管 課	経済産業部商工振興課
設立に係る根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業者等設備導入資金助成法（第2条第4項、第14条） ・下請中小企業振興法（第15条） ・中小企業支援法（第7条） ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（第29条） ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 		
団体の沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和45年3月 （財）静岡県中小企業振興協会として発足 ・昭和57年4月 （財）静岡県中小企業振興公社に名称変更 ・平成12年3月 （財）静岡県科学技術振興財団（平成3年設立）を統合し、（財）しずおか産業創造機構となる。 ・平成13年4月 静岡県中小企業総合指導センター廃止に伴い業務の移管を受ける。 ・平成15年4月 ファルマバレーセンター設置 ・平成21年4月 フーズ・サイエンスセンター設置 ・平成24年4月 公益財団法人に移行し、（公財）静岡県産業振興財団となる。 ・平成29年8月 （一財）ふじのくに医療城下町推進機構[新法人]の設立 ・平成30年4月 ファルマバレーセンター部門を新法人へ譲渡 ・令和 2年4月 フーズ・サイエンスセンターからフーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンターに名称変更 		
運営する施設	-		
団体ホームページ	http://www.ric-shizuoka.or.jp		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	7,123,120	100.0
基本財産(資本金)計	7,123,120	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	2	常勤職員	44
うち県OB	1	うち県OB	0
うち県派遣	0	うち県派遣	6
非常勤役員	22	非常勤職員	10
役員計	24	職員計	54

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

中小企業等の産業創出の支援及び経営基盤の強化を図り、科学技術の研究開発を促進するとともに、静岡県が進める産業成長戦略を推進し、もって静岡県の産業の発展に寄与することを目的とする。

2 団体が果たすべき使命・役割

①産業創出支援、②経営基盤強化、③科学技術研究開発支援、④フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトの推進

3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会 経済環境の変化や 新たな県民ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により落ち込んだ静岡県経済を本格的な回復軌道に乗せ、持続的に発展させていくため、県は、産業界、金融界と連携し、平成26年度に「静岡県産業成長戦略」を策定した。この戦略では、地域企業の事業活動の活発化を目指し、既存の中小企業の枠を超えた地域企業全体を総合的に支援するため、産業支援機関の機能強化に取り組むこととしている。 ・近年、我が国の社会経済情勢を取り巻く環境は大きく変化し、急速な少子高齢化の進行により労働力不足に直面する一方で、AI、IoT等「デジタル革命」が著しく進展する中でAI、IoT人材が圧倒的に不足している。 ・また、県内中小企業は生産性の向上や経営者の高齢化に伴う事業承継などが喫緊の課題となっている。 ・さらに、米中貿易摩擦や英国のEU離脱など、海外の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる強靱な産業構造の構築が必要である。 ・そのため、生産性の向上や経営革新の推進に加え、次世代産業の創出に向けて次世代自動車や医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙等の成長分野における県内企業などが有する有望な技術シーズを調査し、重点化して支援を継続している。
行政施策と団体活動 との関係(役割分担)	<p>県では、本県経済を支えているのは県内企業の99.8%を占める中小企業であるとの認識の下、従来から中小企業支援策を中心とする産業施策を講じているが、事業の推進に当たっては、産業財団を、全県を対象に中小企業を総合的に支援する中核的機関として、位置付けている。</p>
民間企業や他の団体 との関係(役割分担)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財団は、全県を対象とした窓口相談や専門家派遣、経営革新計画策定支援、下請取引支援、設備導入に関する資金面の支援等により、県内の中小企業を総合的に支援している。特に、産業財団の各種コーディネーターが相談に応じ、研究開発支援や経営革新支援に結び付けるなど中小企業者が抱える経営課題に対してワンストップで迅速に対応している。 ・産業財団の業務は、①法律で実施機関として定められているもの、②県事業を代替して実施するもの、③その他(補助・委託事業)に大別することができる。このうち、①の業務については、産業財団が県全域をカバーする唯一の実施機関であり、他の産業支援機関がその役割を担うことはできない。 <p>(例) 中小企業支援法に基づく「中小企業支援センター」としての業務 下請中小企業振興法に基づく「下請企業振興協会」としての業務</p>

4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	R1 決算	R2 予算
県補助	産業創出支援事業	総合的な支援体制の構築と各段階に応じた各種支援事業による創業や新事業展開の促進	433,373	537,332
県補助	経営基盤強化事業	経営資源の確保や受注拡大のための支援事業による中小企業の経営基盤強化	352,851	353,645
県委託	科学技術研究開発支援事業	中小企業の産学官連携による研究開発の推進及び科学技術の普及啓発	212,021	164,921
県補助	フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト事業	県の重点施策であるフーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトの推進	146,704	194,953
		(公益共通、法人会計、内部取引消去)	36,694	43,652
合 計			1,181,643	1,294,503

5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値(年度)
	H29	H30	R1	評価	
新成長産業戦略的育成事業(新成長産業助成事業)における助成件数(件)	29(H29)	46(H30)	24(R1)	B	24 (R2)
	15	17	21		
専門家派遣事業における派遣回数(件)	750(H29)	1,400(H30)	1,400(R1)	A	1,500 (R2)
	1,404	1,594	1,535		
フーズ・サイエンスセンター販売促進支援件数(件)	200(毎年度)	200(毎年度)	200(毎年度)	A	200 (毎年度)
	301	222	612		

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>・新成長産業戦略的育成事業については、新成長産業分野への参入を目指す意欲的な中小企業に対し、概ね目標通りの支援を実施した。</p> <p>・専門家派遣事業については、経営・情報化・技術・デザイン・ISO分野の相談に応じた専門家派遣を実施したほか、年度後半においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する相談に応じた派遣を実施した。</p> <p>・フーズ・サイエンスセンターの販売促進支援については、販路開拓・拡大アドバイザーが販売強化に係る相談に積極的に対応し、目標を上回る支援を実施した。</p>	○	<p>・新成長産業戦略的育成事業は、次世代自動車や医療・福祉機器、光といった分野に参入する企業に対する技術相談から研究・開発、事業化までの支援であり、今後の本県の産業分野の多極化につながると期待している。</p> <p>・消費者ニーズの多様化や国際化の進展等、中小企業を取り巻く環境が著しく変化する中で、中小企業の経営基盤の強化や新分野進出等の必要性が高まっている。こうした企業ニーズに対して、専門家派遣事業は、中小企業診断士やITなどの専門家を派遣するものであり、中小企業の課題解決に大きく貢献した。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、資金繰りやBCP策定、事業計画の見直しなどの相談が増加しており、感染症の収束が見通せない中、産業財団の果たす役割は大きい。</p> <p>・フーズ・サイエンスセンターでは、製品開発支援に留まらず、販路開拓までの一貫した支援を行い、フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの推進に大きく貢献した。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい経済情勢の中で、セーフティーネットとしての中小企業に対する公的支援の役割が増大している。 ・グローバル競争の中で高度化する産業技術に適合するため、中小企業に対する各種の研究開発・事業化支援への要請が高まっている。 ・中小企業の行う研究開発や創業・経営革新の支援を全県的に実施している団体は他にない。また、商工会議所等の他の産業支援機関と事業内容が一部類似するが、支援対象者が異なり、明確な役割分担がなされている。 ・中小企業への経営支援を担う金融機関及び各種コンサルタント等と産業財団は補完的な関係にあり、支援事業実施において競合することはない。 ・創業分野においては、創業支援を行う市町等の支援を実施するなど、他支援機関との差別化を図っている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財団は、本県の中核的な産業支援機関として、商工団体をはじめ大学、公的試験研究機関、金融機関等とのネットワークを形成し、県内中小企業からの相談にワンストップで対応、様々な支援事業を実施している。 ・また、中小企業の創業から販路拡大まで各段階の支援に加え、県重点施策の推進機能を担うなど、本県中小企業の振興に必要な不可欠な組織であり、特に近年、企業ニーズは高度化・多様化しており、当団体の専門性やコーディネート機能への期待は大きい。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係る意見を除く)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
実効性のある評価・改善手法を検討	○ 助成事業や販路開拓事業において追跡調査を実施し、企業ニーズを把握した上で事業の成果目標を定め、達成度を評価する手法により、各種改善に努めている。	○ 県の総合計画や経済産業ビジョンの各指標への寄与度等も踏まえながら、引き続き、効率的・効果的な事業への見直し・改善に取り組んでいく。
選択と集中の視点により事業内容や実施体制を見直す	○ 中小企業の支援ニーズが変化する中で、実効性を高めるために助成事業等を見直し、効果的な経営支援に努めている。	

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

区分	H29 決算	H30 決算	R1 決算	評価	備考(特別な要因)	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	-152,016	-32,121	-43,426	B	設備貸与事業(Ⅲ-3参照)
	経常損益 (a+b-e-f)	-152,016	-32,121	-43,426	B	設備貸与事業(Ⅲ-3参照)
	公益目的事業会計	-155,755	-22,941	-43,193	—	
	収益事業等会計	11,305	-4,009	0	—	(収益事業の終了)
	法人会計	-7,566	-5,171	-234	—	
	剰余金	184,334	187,507	184,452	A	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区分	H29 決算	H30 決算	R1 決算	主な増減理由等	R2 予算	
資産の状況	資産	10,234,073	9,701,346	8,652,316		-
	流動資産	1,580,861	1,250,006	1,192,704		-
	固定資産	8,653,212	8,451,340	7,459,612	農商工連携基金終了に伴う減	-
	負債	2,207,604	1,706,998	701,395		-
	流動負債	359,596	144,132	204,051		-
	固定負債	1,848,008	1,562,866	497,344	農商工連携基金終了に伴う減	-
	正味財産/純資産	8,026,469	7,994,348	7,950,921		-
	基本財産/資本金	6,933,120	6,933,120	7,123,120	農商工連携基金終了に伴う戻入	-
	剰余金等	184,334	187,507	184,452		-
	運用財産	909,015	873,721	643,349	農商工連携基金終了に伴う減	-
収支の状況	事業収益 (a)	1,179,845	851,289	1,042,175	国庫補助(サポイン)等の増	1,148,622
	うち県支出額	781,941	667,008	782,914		952,485
	(県支出額/事業収益)	(66.3%)	(78.4%)	(75.1%)		(82.9%)
	事業外収益 (b)	193,019	104,596	96,042	農商工連携基金終了に伴う減	90,653
	うち基本財産運用益	72,670	81,456	79,731		79,825
	特別収益 (c)	0	0	0		0
	うち基本金取崩額	0	0	0		0
	収入計 (d=a+b+c)	1,372,864	955,885	1,138,217		1,239,275
	事業費用 (e)	1,524,880	988,006	1,181,643	国庫補助(サポイン)等の増	1,294,503
	うち人件費	402,944	303,659	312,283		289,631
	(人件費/事業費用)	(26.4%)	(30.7%)	(26.4%)		(22.4%)
	事業外費用 (f)	0	0	0		0
特別損失 (g)	0	0	0		0	
支出計 (h=e+f+g)	1,524,880	988,006	1,181,643		1,294,503	
収支差 (d-h)	(152,016)	(32,121)	(43,426)		(55,228)	

2 経営改善の取組の実施状況と評価

- ・時間外勤務削減の推進など財団維持費(人件費、管理費)の抑制に努めた。
- ・国庫事業の新規受託など、事業財源の確保に努めた。

3 赤字の要因(前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載)

- 設備貸与事業
 - ・複数年にわたって繰越金の活用により収支の均衡をとっている。平成26年度で新規貸与を終了したことにより事業収益は減少しているが、債権回収や滞納整理業務を実施するための費用が必要となる。このため、単年度の収支差額が生じている。
 - ・また、令和元年度は、会計処理規程上の債権分類変更に伴い、約13,000千円の貸倒引当金繰入が増加した。
- 農商工連携基金運用益
 - ・事業終了(令和元年度終了)に伴い、運用益が減少した。
- 基本財産運用益
 - ・低金利により、運用益が減少した。

4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県等との連携により、戦略的基盤技術高度化支援事業の受託、プッシュ型事業承継支援高度化事業(平成30年度国補正予算)の地域事務局の受託など、国等の事業の新規受託に努めている。 ・単年度の赤字が継続しているが、主な要因は、設備貸与事業など、繰越金の活用により複数年にわたって収支のバランスをとっている事業によるものである。 	○	低金利情勢による基本財産運用益の低下が当面継続していくことが予想されることから、引き続き、組織体制の見直しや、経理業務の集中化等の業務効率化による人員削減、時間外勤務縮減等の経費削減に取り組んでいく必要がある。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況(過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況)

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係るもの)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
-		

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県と連携し、国等の事業の新規受託に向けた取組を強化する。 ・「販売戦略構築支援事業」の取組により、支援企業の自社製品等の売上拡大に繋げる。 ・フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトを積極的に推進するなど、中小企業等の新成長産業分野への参入や販路開拓を支援する。 ・事業の実施にあたっては、静岡県はもとより地域の産業支援機関、研究機関等と連携を図りながら、効果的・効率的な事業実施に努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・急速な少子高齢化、労働力不足、デジタル革命の進展など、中小企業を取り巻く社会経済環境が変化する中、既存の中小企業の枠を超えた地域企業全体を総合的に支援するため、産業支援機関の機能強化や先端産業創出プロジェクト間の連携が求められている。 ・企業のニーズが多様化する中、県では、次世代自動車などの成長産業への参入促進に加え、令和2年度からは、食を中心としたヘルスケアなどの視点を取り入れた「フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト」をスタートさせており、プロジェクトの中核機関としての産業財団の役割に期待している。 ・一方で、金利低下に伴う基本財産運用益の減少により、新たなニーズに対応する自主事業の財源確保は厳しい状況にある。 ・今後、限られた経営資源を有効に活用し、産業財団の機能を持続的に向上していくための対策等が必要である。

2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県との連携等により、積極的に新規事業を受託するなど、企業ニーズに対応した支援事業の拡充を図る一方、支援内容が重複する既存事業の整理を進める。 ・設備貸与事業等の終了に伴う管理業務を効率的に進める。 ・時間外勤務の削減に引き続き取り組むなど、財団維持費の抑制に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財団の経営資源に限界がある中で、求められる機能が年々肥大化しているため、事業の整理、経営のスリム化により、効率化を図る必要がある。 ・このため、県においても、産業財団への補助(委託)事業を検討する際には、公益財団法人としての役割を考慮し、優先度の高い事業に集中させるなど、改善努力が必要である。

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	H29	H30	R1	R2	備考(増減理由等)
常勤役員数	1	1	1	2	常務理事の設置
うち県OB	1	1	1	1	
うち県派遣	0	0	0	0	
常勤職員数	74	43	43	44	職員の新規採用(健康食イノベーション)
うち県OB	5	0	0	0	
うち県派遣	13	6	6	6	
県支出額	781,941	674,596	799,247	985,725	
補助金	593,040	513,834	619,546	786,101	拡充(健康食、地域創生起業支援)等
委託金	188,901	153,174	163,368	166,384	
その他	0	7,588	16,333	33,240	設備資金貸付事業に係る損失補償
県からの借入金	1,612,361	1,311,042	282,884	128,815	設備貸与事業費貸付金等
県が債務保証等を付した債務残高	0	0	0	0	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	県の監督下で計画的に定員管理を行っており、毎年度、事業ごとに必要な業務量を精査し、効果的な事業実施が図れるように効率的かつ適正な人員配分を行っている。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	常勤役員の県職員はいない。 県との連携を図るため、県OB1名が常勤役員(副理事長兼専務理事)に就任している。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	○	事業ごとに県と財団がそれぞれ果たすべき責任分担を検討し、県の役割分担に応じて必要最小限の派遣職員数としている。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	○	・令和2年度は県職員6人を派遣している。(研究開発支援1人、診断設備1人、新事業支援2人、フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター2人) ・産業財団は、県業務の委託・共同・補完・支援を行う団体であり、当団体の円滑かつ効果的な事業実施のためには、中小企業診断士、研究員等の専門性を有する県職員の派遣が必要である。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	・令和元年度の県補助金・県委託金の総額は782,914千円、事業収益に占める割合は75.1%であった。 ・県補助金は、法律に基づき当財団を指定又は認定している中小企業支援センター、下請企業振興協会等としての業務に係るもの、あるいは静岡県産業成長戦略の推進など県の重点施策を実施する業務に係るもの、また、県委託金は、高度化資金貸付診断や経営革新支援など当団体のノウハウを活用するためのものであり、それぞれ必要な財政関与である。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	-	-		
利用者アンケート	○	○	展示会等終了時に出展者アンケートを実施している。	・半年後及び1年後の成果の確認を行っている。 ・要望等については、次回以降の企画に反映させている。
利用者等意見交換会	○	○	事業開催前の説明会等で意見を聴取している。	要望等については、実施事業に反映させている。
その他 (支援機関等連携促進会議)	○	○	支援機関等連携促進会議において意見を聴取している。	要望等については、実施事業に反映させている。

○:実施している／公表している -:実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

利用者アンケート、意見交換会等を通じて得た意見や成果に基づき、展示会事業等の見直しを実施した。

- ・専門性の高い首都圏展示会への出展支援
→展示会の出展効果を確認し、より効果が見込まれる展示会への変更
- ・マッチングを重視したイベントの実施
→商談の相手先を個別企業に絞った展示・商談会の開催
- ・販売戦略構築支援事業
→支援企業の要望に基づいた伴走型支援の実施

